

Ⅲ 施策の展開

第1 関係機関・団体等との連携体制の構築

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、犯罪をした者等の中には安定した仕事や住居がない人、高齢者や障害のある人、疾病や薬物依存のある人、身寄りがいない人、生活に困窮している人など、地域社会で安定した生活をする上で様々な課題を抱えている人が多く存在しており、中には複雑化・複合化した課題を抱えている人もいます。このような人を支援するためには、刑事司法手続を離れた後も、息の長い途切れることのない支援が必要です。

本県においては、長崎県地域生活定着支援センターを平成21(2009)年度に開設し、福祉的な支援を必要とする刑務所出所者等に対し社会復帰の支援をする等の取組を行っています。

しかし、一部の団体や支援者等でなく、組織的に支援を行うため、官民協働のネットワーク等による情報共有や支援体制の構築などの連携の強化が重要です。

(2) 国の取組

「長崎県刑務所出所者等就労支援事業協議会及び推進協議会」、「受刑者の就労支援に係る管区ブロック協議会」、「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に関する連絡協議会」、「刑務所出所者等に対する福祉支援に係る事例研究会」など、各分野において関係機関等で構成する協議会等を設置し、社会復帰に向けた支援が行われています。

長崎刑務所では、社会福祉法人南高愛隣会と協定を締結し、同法人が運営する更生保護施設や[就労継続支援事業所](#)において、出所直前の受刑者の職場体験や見学について円滑に実施できる体制を整えています。また、刑務作業として受刑者が制作した刑務所作業製品をふるさと納税の返礼品として活用するなど地元自治体との連携が図られています。

佐世保学園([少年院](#))では、在院者の効果的な矯正教育の実施及び円滑な社会復帰支援を行うため、家庭裁判所、更生保護機関、[少年鑑別所](#)等の関係機関を招へいし、[処遇](#)ケース検討会が開催されています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する関係機関・団体等との連携及び情報共有〉

犯罪をした者等に対する息の長い支援は、市町が行う各種行政サービスと密接であることから、国の関係機関と連携して市町における再犯防止推進に係る意識醸成を図るとともに、取組に係る課題や情報を共有するため、全市町の再犯防止担当部局が参加する連絡会議を開催する

など、連携強化に取り組めます。

また、再犯防止推進の観点から関係機関相互の連携強化を図り、支援に関する情報の共有や本計画を推進する中での課題の協議などを行う「長崎県再犯防止推進ネットワーク会議（仮称）」を設置します。

【福祉保健課】

〈市町における再犯防止の推進に向けた取組への支援〉

市町においては、再犯防止推進法に基づく地方再犯防止推進計画の策定や再犯防止の推進に向けた取組、県の計画を参考とした地域の実情に応じた取組が期待されます。県としては、それらの実施に向けて、広域的、専門的な観点から必要な情報提供、助言等を行うなど、市町の取組を支援します。

【福祉保健課】

〈犯罪をした者等を必要な支援機関等につなぐコーディネートの実施〉

長崎保護観察所などの関係機関と連携し、長崎県地域生活定着支援センターによるコーディネート業務及びフォローアップ業務を引き続き行います。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた取組〉

長崎県地域生活定着支援センターでは、支援対象者に対する地域社会の理解促進や円滑な調整・支援及び地域社会への定着に資することを目的として、地域の支援協力者を交えた検討会の実施、支援協力者の確保・養成等に取り組めます。

【福祉保健課】

〈地域ネットワーク強化に向けた支援〉

地域ネットワーク強化に向けた長崎県地域生活定着支援センターの取組をより効果的に実施するため関係部局等と連携し、地域社会や福祉事業者等の理解促進を図っていきます。

【福祉保健課】

地域生活定着支援センターの活動

(長崎県地域生活定着支援センター)

地域生活定着支援センター（以下、定着支援センター）は、平成 21（2009）年 7 月に厚生労働省の事業として発足しました。現在は、全都道府県に 1 か所ずつ（北海道は 2 か所）、計 48 センターが設置され、社会福祉法人や NPO 法人等、様々な団体が都道府県の委託を受けて運営しています。定着支援センターの主な業務は、刑務所や少年院に受刑（入所）している帰住先や身寄りのない高齢者・障害者（その疑いのある者を含む）等を「福祉」へと橋渡しすることです。この橋渡しのための業務は、具体的に以下の 3 つに分かれています（下図「事業の概念図」参照）。

① コーディネート業務（帰住地調整支援）

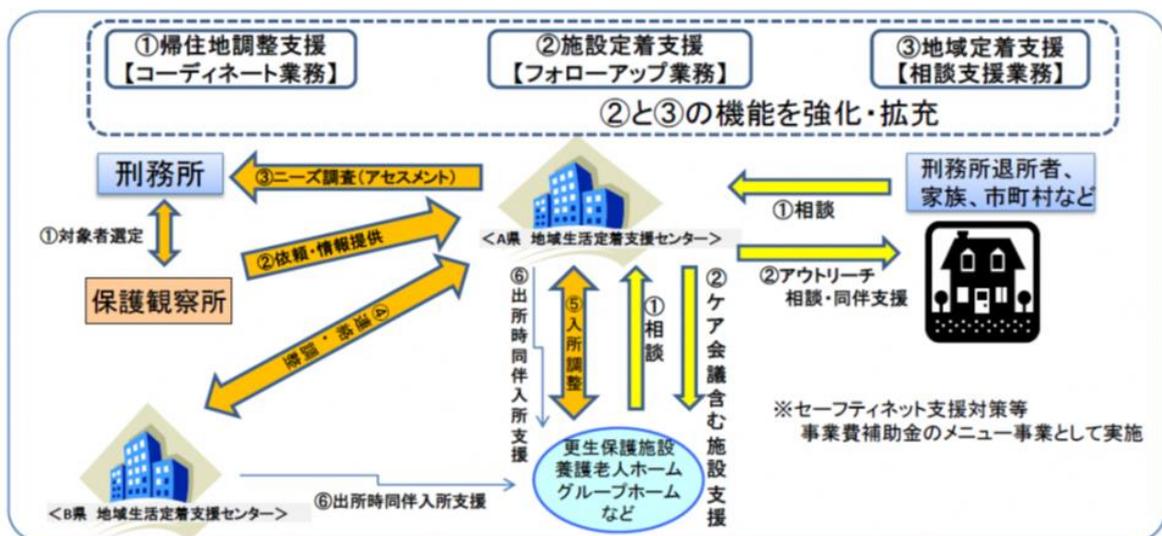
刑務所や少年院等に受刑（入所）している帰住先や身寄りのない高齢者・障害者等に対し、これらの施設を退所する際に、福祉サービスをスムーズに受けられるよう、関係機関と連携し、受刑（入所）中から介護保険や障害者手帳の申請・取得、退所後の受入先の調整・確保といった支援を行います。

② フォローアップ業務（施設定着支援）

上記のコーディネート業務により、刑務所や少年院等を退所後、地域に帰住した高齢者・障害者等に対し、安定した生活を継続していくことができるよう、様々な相談や帰住先の福祉事業所等へ支援上の助言を行います。

③ 相談支援業務（地域定着支援）

刑務所や少年院等を退所し、既に地域に帰住している高齢者・障害者等に対して、本人や家族、支援者等から相談を受け付け、必要な福祉的支援を行います。



長崎刑務所と社会福祉法人南高愛隣会の連携強化

(長崎刑務所)

令和元（2019）年6月28日、長崎刑務所は、社会福祉法人南高愛隣会（諫早市）と連携を強化する協定を結びました。当所と南高愛隣会は、平成21（2009）年頃から、主に高齢や知的障害がある出所者を、同会が運営する「長崎県地域生活定着支援センター」で支援したり、更生保護施設「雲仙・虹」（雲仙市）で受け入れたりする等、受刑者の社会復帰を目指して協力関係を築いてきました。

従来は、個別に協力の確認作業等が必要でしたが、協定締結によって出所前に同会が運営する施設での見学等が円滑にできるようになり、加えて外泊や同会



が運営する工場や農場での就労体験等これまで実施してこなかった支援にも取り組めるようになりました。今後は更なる連携強化を図り、再犯防止施策に積極的に取り組んでいきます。

協定の5本柱	主な内容
施設外処遇	「雲仙・虹」の見学
社会復帰支援指導のフォローアップ指導	同指導終了後長期の期間が経過した者等に対する指導(施設内)
外泊	「雲仙・虹」に帰住予定の者の外泊(炊事、洗濯、清掃等の生活体験)
職場体験	「雲仙・虹」に帰住予定の者の南高愛隣会経営の事業所における就労体験
実務体験	長崎刑務所職員の南高愛隣会所属施設における各種支援状況の体験

第2 就労・住居の確保

1 就労の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であり、仕事に就いていない人の再犯率は仕事に就いている人と比べ約3倍であり、不安定な就労状況が再犯のリスク要因となっています。

本県においては、令和元（2019）年の刑法犯検挙者数（少年を除く）1,565人のうち、759人、48.5%が無職者でした（表9参照）。また、犯罪時に長崎県に居住地があった新受刑者は、令和元（2019）年には91人おり、そのうち、無職であった者は69人、75.8%でした（表11及び図5参照）。どちらも全国の割合に比べ高く、本県において就労の確保は大きな課題となっています。

令和元（2019）年における保護観察終了人員（[仮釈放者](#)及び保護観察付全部執行猶予者。職業不詳の者を除く。）161人のうち、保護観察終了時に無職者は67人、41.6%であり（表19参照）、横ばいの状態が続いています。

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易ではない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間事業主である協力雇用主は、令和2（2020）年7月末日時点で県内173社が登録されています。実際に刑務所出所者等を雇用している協力雇用主の状況は、表23のとおりです。各関係機関において、様々な就労支援に取り組んでいるものの就職先が見つからない場合や就職しても定着しない等の課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、協力雇用主の開拓を始め、「刑務所出所者等就労支援事業」として、保護観察対象者等を雇用し、指導内容や出勤状況を報告した協力雇用主に対する支援等の事業が実施されています。

長崎刑務所では、刑務作業（刑務作業として行われる各種職業訓練を含む。）及び改善指導等を通じて職業的知識及び技能を付与しています。同所で行われる職業訓練は、溶接科、ビジネススキル科（パソコンスキル）及び介護福祉科がありますが、職業訓練を受ける者を中心に、改善指導として「就労支援指導」が実施されています。指導目的は、職場に適應するための心構え及び行動様式を身に付けさせるなど、就労生活に必要な基礎知識及び技能を習得させることとし、就労を継続させるために必要なビジネスマナーや円滑なコミュニケーションの方法等について、外部講師と刑務所の教育担当職員により指導が行われています。このほか、就労支援スタッフや就労支援ナビゲーターを配置し、ハローワーク

を通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、令和2（2020）年4月、福岡矯正管区内に開設された[矯正就労支援情報センター](#)（通称「コレワーク九州」）と連携して、受刑者が刑務所収容中から求職活動を行い、内定を得ることができるよう支援が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、矯正教育として、就労に必要な技能、知識習得のための「職業指導」を行い、資格取得等にも取り組んでいるほか、産業カウンセラーの資格を有した就労支援スタッフを配置し、ハローワークを通じて「受刑者等専用求人」を受け付け、コレワーク九州と連携して、在院中から求職活動を行い、出院時に進路が確定できるよう支援が実施されています。また、在院者の就労及び住居の確保等、円滑な社会復帰支援に向けた理解と協力を得るため、保護者会の開催や保護者が参加するプログラムが実施されています。

長崎少年鑑別所（[法務少年支援センター](#)ながさき）では、関係機関及び協力雇用主と連携し、就職希望者の職業適性検査が実施されています。また、「刑務所出所者等就労支援事業」により就職した支援対象者及び協力雇用主等に対する心理的支援を行う相談窓口が設置されています。

（3）県の実施の方向

〈長崎県人材活躍支援センターの運営〉

若者、中高年、女性、高齢者等、幅広い世代の就業支援として、個別カウンセリングや適職診断、各種セミナー（就職基礎セミナー等）、巡回相談などを行い、関係機関と連携し、求職者の就業支援を行います。

【雇用労働政策課】

〈離職者訓練（委託訓練）の実施〉

多様な職業訓練の受講機会を確保し、求職者が職業能力の開発を通じて再就職を実現し、雇用失業情勢や労働力需給の変動に応じて機動的・効果的に職業訓練の受講機会を提供することにより、すべての労働者等（離職者）に対応します。

【雇用労働政策課】

〈学卒者訓練の実施〉

主に新規高卒者を対象に、職業に必要な技能・技術及び知識を習得するための職業訓練を行い、県内企業が求める若年人材を育成します。

【雇用労働政策課】

〈在職者訓練の実施〉

産業界が抱える社員のスキルアップ、指導者不足等の問題に対応するため、在職者向けの資格取得、技能継承やスキルアップのためのセミナーを実施します。

【雇用労働政策課】

〈保護観察対象者の就労支援〉

非行により家庭裁判所から保護観察処分を受けた少年など保護観察対象者に対し、長崎県保護司会連合会及び長崎保護観察所と連携し、長崎県庁内において会計年度任用職員として雇用することにより、再犯や再非行の防止ならびに社会復帰の促進を図ります。 【人事課】

〈農福連携による就労支援〉

障害者就労支援事業所に対する農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援、施設外就労に関する情報提供やマッチング等を行い、障害のある人の農業分野での就労を支援します。

【農業経営課・障害福祉課】

〈障害者就業・生活支援センターによる取組〉

県が指定し、障害のある方に就業面と生活面の一体的な相談・支援を行う障害者就業・生活支援センターにおいて、国（労働局）が行う就業支援及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を行うことにより、障害者の職業生活における自立を図ります。

【障害福祉課・雇用労働政策課】

〈協力雇用主の活動に対する支援〉

県建設工事入札参加者格付審査において、協力雇用主として登録している場合に加点を行うことにより、協力雇用主の取組を支援します。

【監理課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、[少年警察ボランティア](#)や少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【少年課】

〈生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業の実施〉

[生活困窮者自立支援制度](#)による就労準備支援事業として、就労に必要な職場体験等を日常生活自立、社会生活自立の状態に応じて実施します。

【福祉保健課】

立ち直ろうとする人にチャンスを！

〈協力雇用主：働く場所こそ、立ち直る場所〉

（長崎保護観察所）

無職者の再犯率は有職者の3倍であり、再犯をして刑務所に戻った人の約4人に3人は、再犯をした時には無職だったというデータにあらわれるとおり、犯罪をした者等の再犯を防いで、立ち直ってもらうためには、仕事についているかどうか非常に重要です。

仕事をするということは、「収入が確保される」「居場所がある」という点だけではなく、「健全な生活が続けられる」という点、「健全な生活を送っている人たちと一緒に過ごす“再犯から遠ざかる時間”が確保される」というメリットがあります。

犯罪をした人たちの傾向や個々の事情をよく理解した上で、快く雇用し、職場での不適応があっても根気強く励ましたり見守ったりしてくれているのが、「協力雇用主」です。

長崎県全体では、令和2（2020）年7月末日時点で173社が協力雇用主に登録し、令和2（2020）年10月1日現在で犯罪をした者等の30名が17社で雇用され、立ち直りを支えていただいています。

インタビュー

小野建設(株) 小野由利子さん

〔 8年前から協力雇用主に登録。地元諫早市の協力雇用主会の再組織化にも尽力された小野由利子さんに、協力雇用主のやり甲斐や体験談についてインタビュー 〕

犯罪や非行をした本人が、自分で職を探すのは意外と難しいんです。特に最近は、不景気に新型コロナウイルス感染拡大も相まって、各企業では知人でも採用を断っている時代なので、こういう時代だからこそ、協力雇用主は重要なのだと思っています。また、雇った後になって本人が慣れてくると、遅刻したり、怠けてサボったり、寝坊したりするようになりがちですが、とりわけうちの会社は、朝遅刻しないように電話したり、迎えに行ったりするなどして、たとえ遅刻しても本人が仕事に穴を開けないで仕事が続けられるように、社員全体で配慮しています。

その結果として、建設機械を操作できるようになって生き生きと働く姿を支えたり、給料をもらった後に「この金で親孝行する」と明るい表情で話す姿を見ることができたり、本人の服装や生き様が日に日に良くなっていく姿を近くで見守ったりできることに、やり甲斐を感じています。だからでしょうか、どの人も少なくとも半年以上は続いているし、中には「優しいおじさんが多くて働きやすい」と言いながら、パチンコを再開したことが原因で再犯した人も居たのですが、「また雇ってほしい」と言って、うちの会社を逆指名してくれるのかも知れませんね。そのように言ってもらえるうちは、保護観察期間中であるかないかにかかわらず、これからも必ず雇っていきたいですね。



2 住居の確保

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国で刑務所を満期で出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所しており、これらの人は帰住先が確保された人と比べて、再犯に至るまでの期間が短いとされています。

令和元（2019）年における県内の刑務所出所者 289 人のうち、刑務所出所時に帰住先がない人は 56 人、19.4%（表 25 参照）となっていますが、出所時に適当な帰住先がないまま満期釈放された人の多くは、極めて不安定な生活環境に置かれていることから、満期釈放前に出所後の住居を確保することが重要です。

また、更生保護施設に入所した刑務所出所者等は身寄りがないため、退所後に住居を借りようとしても身元保証人がおらず、家賃滞納歴などにより家賃保証会社等も活用できないことで賃貸借契約ができないなど、更生保護施設退所後の住居の確保も重要となっています。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、特別調整、[更生緊急保護](#)、保護観察の対象者について、令和 2（2020）年 10 月 1 日現在、更生保護施設（3 施設）や自立準備ホーム（10 施設）での一時的な居住の確保が行われています。

また、[住宅確保要配慮者](#)（低額所得者、被災者、高齢者、障害者など）の居住の安定確保を図るため、平成 29（2017）年 10 月に「住宅確保要配慮者等に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、都道府県等に登録された住宅（セーフティネット住宅）の入居者への家賃債務保証、住宅に係る情報提供・相談、生活相談・支援等の居住支援活動を行う NPO 法人等を[居住支援法人](#)として指定する仕組みなど、新たな[セーフティネット住宅制度](#)が創設されています。

長崎刑務所では、保護観察所と連携して特別調整を実施しているほか、特別調整に同意しない受刑者や帰住先未定のまま満期釈放となる受刑者について早期にスクリーニング作業を実施し、[一般調整](#)又は[独自調整](#)の実施について検討した上、更生緊急保護や[乗車保護](#)等の一時的な住居の確保等、出所後の円滑な社会復帰につなげる取組が実施されています。

(3) 県の取組の方向

〈地域社会における定住先の確保〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、高齢者や障害のある人等、刑務所等出所後に福祉的支援が必要な人に対して、社会福祉施設への入所、居宅となるアパート等への入居の調整など帰住先の確保に向けた支援を行います。 【福祉保健課】

〈県居住支援協議会との連携〉

刑務所等を出所した高齢者や障害のある人等は、住居の確保が困難な人が少なくないため、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、長崎県[居住支援協議会](#)と連携し、住居の確保に向けた支援を行います。

【福祉保健課】

〈住宅セーフティネット法の推進〉

長崎県居住支援協議会が低額所得者、高齢者、障害者等の住宅確保要配慮者の入居を断らない、セーフティネット住宅の登録推進を行っています。しかし、セーフティネット住宅制度の認知度が低く、セーフティネット住宅の登録件数が伸び悩んでいることから、不動産業者、大家等に対するセーフティネット住宅の登録制度の周知を行います。

【住宅課】

〈公営住宅における取組〉

「長崎県住生活基本計画（H28～R7）」の計画見直し時期（令和3（2021）年度）に併せ、住宅確保要配慮者として「更生保護対象者等」を明確に位置付けるとともに、県福祉部局をはじめ、長崎保護観察所及び[更生保護サポートセンター](#)等関係機関との連携を図り、具体的な公営住宅入居への枠組み作りを進めていきます。

【住宅課】

立ち直りを支える民間団体

〈更生保護施設、自立準備ホーム、[就労支援事業者機構](#)〉

(長崎保護観察所)

帰る場所があることの大切さ。出所した男性をあたたく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（昭和52年邦画。監督：山田洋次、主演：高倉健）を御覧になった方は、よく分かると思います。あの映画のように帰る場所がなかったら、出所者はどうなるのでしょうか。刑務所を出るときに適切な帰る場所がなかった人の約55%は、1年未満で再犯をして刑務所に戻っていたというデータがあります。

犯罪をした人たちのうち、身寄りがなかったり、社会生活上の課題を抱えたりするなどの理由で適切な「帰る場所」がない人たちのために、適切な「居場所」を確保し、地域社会に戻って自立更生するために必要な生活指導を行う民間施設。それが法務大臣の認可を受けた「更生保護施設」と保護観察所に登録されている「自立準備ホーム」です。

更生保護施設は、長崎県内に3か所（長崎市：長崎啓成会、佐世保市：佐世保白雲、雲仙市：雲仙・虹）あり、ここに入所する人の多くが、アルコール、ギャンブル、薬物、人間関係、高齢、障害などの「生きづらさ」を抱えながら一定期間集団生活を送り、保護観察所からの委託により「社会復帰のための就職援助」や「退所先で円滑に生活していくための生活相談」等を受けています。また、更生保護施設の定員には限りがあり、特に女性の定員が少ないことから、一定要件を満たして保護観察所にあらかじめ登録された民間法人・団体等に委託して、再犯を防いで立ち直りを支えていただいています。これが「自立準備ホーム」で、長崎県内各地に令和2年4月1日現在、9施設登録されています。

このほか、NPO 法人長崎県就労支援事業者機構は、住む場所だけでなく、働く場所（協力雇用主）を支えてくれています。この機構は、経済団体等を含めて275社が会員であり、国だけでは十分でないところを手当てし、協力雇用主やそこで働く犯罪をした人たち、自立準備ホーム等を支援していただいています。

インタビュー

更生保護施設 佐世保白雲 本（もと）英太郎施設長

〔 更生保護施設での仕事のやり甲斐や成功談についてインタビュー 〕

罪を犯した人や出所者のほとんどが、事件を繰り返して生き疲れ果てている者、生育環境に問題を抱えて家族関係が悪化している者、生活上に何らかの問題や悩みを抱えている者なので、「彼らのために何ができるのか」を考えています。罪を犯したことを責めるだけでなく、「嘘偽りのない真心」「良き理解者であること」を本人たちに伝え、接し、立ち直る過程を理解しながら、再犯防止の具体策を見出していくことが大切です。もちろん、苦難や困難はありますし、いかにして信頼関係を築けるかが最大の課題ですが、入所者や退所した人たちから教わること、学ぶことはいくらかでもあります。

施設としてできること。それは、人として普通の生活ができる環境を整備し、「自分は変わる」という勇気・やる気を導き出し、希望への道を開かせることが第一だと思います。そのうち、日々の挨拶や会話を通して信頼関係が生まれるので、それを分かち合いながら共に生きる喜びが芽生え、いつまでも共に生きたいと思える・思われるようになる。その関係性を作ることで、立ち直りを支える側の方を向いてくれる瞬間に生き甲斐を感じています。

第3 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

1 高齢者・障害のある人への支援

(1) 現状と課題

令和元（2019）年に県内で刑法犯として検挙された者 1,565 人中、65 歳以上の高齢者は 507 人と、全体の 32.4%を占めています（表 9 参照）。また、令和元（2019）年の新受刑者 91 人に占める 65 歳以上の高齢者は 15 人、16.5%であり、全国の 12.9%に比べて高い割合となっています（表 13、表 14 参照）。

また、国の再犯防止推進計画によると、知的障害のある受刑者については全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされています。

医療や福祉の支援を必要としている高齢者や障害のある人が保健医療・福祉サービスについて十分な情報を持っていないことで支援が行き届かず、再犯につながるケースもあることから、円滑な社会復帰に向けて、関係機関相互の連携・協力体制の充実・強化が必要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、刑務所出所者等のうち、高齢者や障害のある人については、矯正施設や県地域生活定着支援センターと連携して特別調整が行われているほか、更生保護施設や自立準備ホームに入所を調整するなどして、地域の保健医療・福祉サービス等につなげていくための処遇の委託などが行われています。このほか、[心神喪失者等医療観察制度](#)の対象者のうち、社会復帰に向けた支援を要する者については、地方公共団体や精神保健福祉関係機関・団体と連携して[生活環境調整](#)が行われているほか、社会復帰施設や高齢者施設への入所を調整するなどして既存の地域の保健医療・福祉サービス等につなげるとともに、同制度終了後もこれらのサービスが息の長い、途切れることない形で継続されるよう働きかけています。

長崎地方[検察庁](#)では、長崎保護観察所などの関係機関と連携し、起訴猶予者や執行猶予者等のうち、高齢や障害等により、支援を行うことが適当と認められる者について、更生保護施設等へ入所させる更生緊急保護等の[入口支援](#)が行われています。

長崎刑務所では、社会福祉士資格を有する福祉専門官を配置して、特別調整等の業務のほか、全国に先駆け平成 23（2011）年から、高齢や障害のある受刑者に対して「社会復帰支援指導」が実施されています。自治体職員や民間の専門家などが外部講師として参画し、受刑者に対し日常生活を送る上で必要な基本的な内容に関する指導や、福祉に関する制度やサービスの説明等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入口支援の一環として、検察庁からの依頼に基づき、高齢あるいは障害のある被疑

者に対する知能検査及び認知症検査が実施されています。また、罪に問われた高齢者又は障害のある人等への支援として、社会福祉法人南高愛隣会からの依頼を受け、同法人が運営する[自立訓練・就労継続支援B型事業所](#)（あいりん）に職員を派遣して心理アセスメントを実施し、個々の利用者の特性に応じた効果的な支援の方法を提案されています。同法人が実施している犯罪防止学習にも職員を派遣し、専門的な見地から再犯防止のための働き掛けが行われています。

(3) 県の取組の方向

〈高齢者・障害のある人への保健医療・福祉サービスの提供〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所出所後等に自立した生活を営むことが困難と認められる高齢者や障害のある人に対して、保護観察所や矯正施設等と連携・協力して、要介護認定や障害者手帳の交付、社会福祉施設等への入所などの保健医療・福祉サービスが円滑に利用できるよう支援を行います。 【福祉保健課】

〈必要な保健医療・福祉サービスを利用する手続きの円滑な実施〉

長崎県地域生活定着支援センターにおいて、特別調整対象者等へのフォローアップ、関係者からの相談に対する助言や必要な支援を行います。 【福祉保健課】

〈[地域包括ケアシステム](#)の構築・充実〉

将来的な地域の人口推移等を見据えながら、高齢者がいくつになっても、一人ひとりの健康の状況や生活の実態に応じて、医療・介護などの切れ目のない必要な支援が受けられ、できる限り住み慣れた地域で人生の最期まで安心して暮らしていくことができる地域づくりを目指して、市町の取組を支援します。 【長寿社会課】

〈日常生活自立支援事業の実施、成年後見制度の体制整備〉

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など）が、地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助等の支援を行います。この日常生活自立支援事業の利用者のうち、判断能力に欠ける状態となった方は、[成年後見制度](#)への移行が必要になりますが、本県は、他県に比べ日常生活自立支援事業の利用者が多い一方で、成年後見制度の利用率が低いなど、支援が必要な人が成年後見制度を利用できていない可能性が考えられます。成年後見制度の審理機関である家庭裁判所とも連携を深めながら、成年後見制度の相談窓口等となる各市町の体制整備支援をしていきます。 【長寿社会課】

〈多重の見守りネットワークの構築推進〉

高齢者等の多重の見守り体制の構築に向けて、市町や関係機関・団体、民間事業者等で構成する「長崎県見守りネットワーク推進協議会」や市町担当者等を対象としたセミナーを開催するとともに、[ICT・IoT](#)機器を活用した見守りシステムの普及を進めます。【長寿社会課】

〈認知症サポートセンターの運営〉

地域における認知症支援体制の構築をサポートするための拠点を整備するとともに、市町職員等に対する研修や、認知症サポーターの養成を推進するためのキャラバンメイトの育成を実施します。また、若年性認知症コーディネーターを配置し、若年性認知症の方やその家族に対する相談支援及び集いの場の開催を実施します。【長寿社会課】

〈認知症疾患医療センターの運営〉

県内8つの二次医療圏域に合計9箇所（基幹型1箇所、地域型4箇所、連携型4箇所）の認知症疾患医療センターを設置し、認知症の鑑別診断や専門医療相談など認知症医療体制の推進を図ります。【長寿社会課】

〈障害のある人の相談支援体制の連携・協力〉

障害のある人が、障害福祉サービスを利用する場合、相談支援事業所においてサービス等利用計画を作成する必要があります。障害のある人の意向を尊重した質の高い計画を作成するため、必要に応じて、長崎県地域生活定着支援センターと連携・協力していきます。【障害福祉課】

〈精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築〉

精神障害のある人が地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するとともに、保健・医療・福祉関係者等との連携により、地域生活を継続するための必要な支援を行います。【障害福祉課】

2 薬物依存を有する人への支援

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の覚醒剤取締法違反による検挙者数は、毎年1万人を超え、新たに刑務所に入所する者の約3割が覚醒剤取締法違反によるものと、高い水準で推移している状況です。また、覚醒剤取締法違反者の2年以内再入所率は16.0%弱（平成30（2018）年出所者）となっており、その依存性の強さから、他の罪名と比べて高くなっています。

本県においては、令和元（2019）年の薬物事犯による検挙者数は

44人、そのうち、再犯者数は35人、再犯者率は79.5%と非常に高い割合となっています（表9参照）。

薬物依存を有する人の回復には、本人やその親族等が地域において相談支援を受けられることに加え、治療・支援等を提供する保健・医療機関の充実、薬物依存症の治療・支援等に携わる人材の育成が重要です。

また、地域の関係機関、民間支援団体等が効果的な支援等を充実させ、薬物依存からの回復のための長期的な支援につなげることも重要となっています。

（2）国の取組

長崎保護観察所では、薬物依存を有する保護観察対象者に対し、必要に応じて「薬物再乱用防止プログラム」が実施され、また地域の医療機関における医療や自助グループ等への参加の働きかけを行っているほか、矯正施設における処遇を経ない更生緊急保護対象者のうち、薬物依存を有する人に対して、薬物関係機関等に関する情報提供などの必要な支援が実施されています。

長崎刑務所では、麻薬・覚醒剤その他の薬物に依存がある者を対象として、薬物依存離脱指導が実施されています。指導科目は、以下の表のとおり必修プログラム、専門プログラム、選択プログラムで構成されています。専門プログラム及び選択プログラムにおいては、NPO法人ちゅーりっぷ会長崎ダルクの協力により、出所後において、薬物を使用しないための有用な情報に触れさせる機会となっています。

◎薬物依存離脱指導における指導科目

必修プログラム	対象者の全員に対して実施する科目
専門プログラム	対象者のうち、薬物への依存や薬物を再使用するおそれの程度、執行すべき刑期、知的能力、断薬への意欲等を総合的に勘案し、より専門的・体系的な指導を受講させる必要が高いと認められる者に対し実施する科目
選択プログラム	対象者のうち、個々の問題性に応じて必修プログラム又は専門プログラムに加えて補完的な指導を受講させる必要性が高いと認められる者に対し実施する科目

佐世保学園（少年院）では、覚醒剤、大麻その他の薬物に対する依存症がある在院者に対して、特定生活指導として「薬物非行防止指導」が実施されています。さらに、必要に応じて医師による診断を実施するとともに、出院後、継続して医療的なケアが必要な在院者については、紹介状の作成等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、入所した少年の健全な育成のための支援の一環として、学習図書の出借や視聴覚教材の視聴等を通して、薬物乱用の危険性、違法性についての啓発が行われています。また、県内の学校等からの依頼を受けて職員を派遣し、児童・生徒に対し薬物乱用防止のための授業が行われています。

（３）県の取組の方向

〈青少年向け予防教育〉

保健所や長崎こども・女性・障害者支援センターでは、中学校・高等学校、大学における依存症に関する講話を実施します。 【障害福祉課】

〈広報啓発の推進〉

講演会の実施など、依存症に関する県民の理解促進に向けた啓発活動を実施します。 【障害福祉課】

〈薬物乱用防止に関する啓発活動〉

地域の様々な分野で活動している方を薬物乱用防止指導員として委嘱し、研修会などを通して、薬物乱用防止に関する人材育成を行います。

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、薬物乱用防止指導員、各地区薬物乱用防止指導員協議会と連携し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤乱用防止運動、不正大麻けし撲滅運動などの啓発活動を実施します。 【薬務行政室】

〈薬物及び薬物依存に関する相談支援の取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行うとともに、保健所においては、精神保健福祉相談として薬物依存の相談にも対応します。 【薬務行政室・障害福祉課】

〈薬物依存に対する相談対応・回復支援の実施〉

長崎こども・女性・障害者支援センター（精神保健福祉センター）において、薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行うほか、平成30（2018）年4月からは依存症に係る相談拠点機関として、依存症専門相談員を配置し、相談支援体制の充実を図っています。

また、同センターでは、家族に対し、家族支援プログラム「CRAFT」を用いた支援を行い、当事者に対しては、集団支援プログラムDEJIMAARPP（デジマープ）を実施するなど回復支援を行います。このほか、支援者を対象とした研修会を実施し、相談支援を行う人材の育成を行います。 【薬務行政室・障害福祉課】

〈支援体制の構築〉

本人及び家族が孤立しないよう関係機関と連携を図り、依存に関する問題を有する者への支援体制を構築していくため、関係機関と連携し取組を検討していきます。 【障害福祉課】

〈薬物依存症専門医療機関等の選定〉

薬物依存症者が適切な医療を受けることができるよう薬物依存症の治療を行う「専門医療機関」の選定を行います。 【障害福祉課】

〈民間団体との連携〉

効果的な支援や啓発活動を行うため、アルコール、薬物、ギャンブル等依存症者等の支援を実施する自助グループや回復支援施設等の民間団体との連携を図ります。 【障害福祉課】

コラム 5

長崎地方検察庁「刑事政策推進班」

(長崎地方検察庁)

検察庁では、警察から送致を受けるなどした事件の真相解明と相応な刑事処分を目指して捜査や公判活動を行っていますが、その中には捜査の結果、不起訴（起訴猶予等）で釈放されたり、裁判で執行猶予の判決又は罰金の判決により刑務所に入ることなく釈放された被疑者・被告人がいます。そうした人たちが円滑な社会復帰及び再犯防止に向けた適切な支援を受けることができるよう、長崎地方検察庁では、平成 29（2017）年 3 月に「刑事政策推進班」を設置しました。

この班は、事件を担当する検察官から相談等があった場合に、被疑者・被告人が抱える問題を把握し、その問題に応じた支援策を検討しています。支援の対象となる人は、高齢（おおむね 65 歳以上）者、障害のある人、住所不定（ホームレス）の人、貧困であるなどの福祉的支援が必要な人です。

そのため、長崎保護観察所と連携して起訴猶予者等の「更生緊急保護」実施等のため適宜打ち合わせを行い、支援対象者を自立支援や福祉的支援につないでいます。

また、長崎県地域生活定着支援センターに対して、被疑者・被告人の弁護士の依頼だけではなく、検察庁からも長崎保護観察所が対処できない事案を相談しており、市町村との折衝、例えば生活保護の申請、療育手帳の交付申請、各種福祉的支援の要請等も同センターが行っています。

刑事処分を終えた後は、対象者が再び罪を犯すことなく生活していけるよう、社会復帰のために支援を要する地域社会の一員として、社会全体で手を差し伸べること、様々な機関等が協力することが必要だと考えています。

第4 学校等と連携した修学支援の実施、非行等の防止

1 学校等と連携した修学支援の実施

(1) 現状と課題

国の再犯防止推進計画によると、全国の高等学校進学率は98.5%で、ほとんどの者が高等学校に進学する状況にある中、少年院入院者の28.9%、入所受刑者の37.4%が、高等学校に進学していない状況があります。また、非行等に至る過程で、又は非行等を原因として、高等学校を中退する人も多く、少年院入院者の36.8%、入所受刑者の24.6%が高等学校を中退している状況にあります。

犯罪をした者等の継続した学びや進学・復学のための支援体制が十分でないことなどが課題となっています。また、少年を取り巻く環境が複雑化し、少年の特性も多様化する中、関係機関等との更なる連携と担当職員の専門性の向上が求められています。

(2) 国の取組

平成19(2007)年度から全国の矯正施設内で高等学校卒業程度認定試験(旧大学入学検定試験)を実施し、受験機会の拡大が図られています。

佐世保学園(少年院)では、復学・進学に係る調整や義務教育未修了者に対する学校教育に準ずる内容の指導が実施されています。また、[BBS \(Big Brothers and Sisters Movement\) 会員](#)による非行少年に対する学習支援が実施されており、佐世保学園(少年院)及び長崎刑務所では、高等学校卒業程度認定試験受験に向けた取組が行われています。

長崎少年鑑別所(法務少年支援センターながさき)では、入所した少年に対して、健全な育成のための支援の一環として、外部講師による教科指導、学習用図書や教材の貸与等が行われています。高等学校卒業程度認定試験の教材も取り揃えており、学習の機会が積極的に提供されています。

(3) 県の取組の方向性

〈円滑な学びの継続に向けた支援〉

矯正施設と連携した学びの継続、進学・復学の支援を行います。

【高校教育課】

〈進学や社会的自立に向けた支援〉

高等学校へ進学しない者、高等学校中退者に対する就労支援、高等学校卒業程度資格の取得を目指す者への学習相談、学習支援を実施します。

【高校教育課】

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、[スクールカウンセラー](#)や[スクールソーシャルワーカー](#)による子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【少年課】

〈生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の実施〉

貧困の連鎖を断つことを目的に、生活保護受給世帯等の中学生等を対象に学習支援・育成支援を行うとともに、保護者に対する子どもの学習や育成に係る相談支援を行います。

【福祉保健課】

コラム 6

佐世保学園における修学支援

(佐世保学園)

佐世保学園に入院するのは、14歳から20歳未満の未成年の者です。義務教育課程の在院者（以下、「中学生」という）や高校未進学者・高校中退者が多く、出院後には、修学・就労又は就職活動を行わなければならないため、当園では、積極的な修学支援を行っています。修学支援には、中学生が円滑に中学校に復学するための支援、高校受験・高校卒業程度認定試験合格に向けた学習指導等があります。

中学生は、専門の外部講師からの授業を受けます。授業後には宿題が課され、当園職員の指導を受けながら、毎回、宿題を完成させています。「勉強が楽しい。」と述べ、余暇時間にも学習に励む中学生も少なくありません。当園在院中に高校を受験し、合格する者もいます。

高校卒業程度認定試験合格に向けた学習指導では、当園職員が個別指導及び集団授業を行います。「これまでほとんど勉強をしたことがなかったので、学習の方法が分からない。」などと述べる在院者もいますが、当園職員が、教科書・参考書の読み方や問題集の活用方法等を教えることで、効率的な勉強方法を習得しています。また、自主的に学習する姿勢を培うため、当園職員と相談しながら学習計画を立てて、学習が計画的に進んでいるかの点検も行います。

園内では、高校卒業程度認定試験をはじめ、日本漢字能力検定試験や危険物取扱者試験（乙4種・丙種）の合格を目指して切磋琢磨しながら学習に励む姿が日々の光景となっています。



〈個別指導の様子（写真は職員）〉

2 学校等と連携した非行防止等のための取組

(1) 現状と課題

本県における令和元（2019）年中に刑法犯で検挙・補導された少年（[犯罪少年](#)及び[触法少年](#)）は194人であり、統計が残る昭和26（1951）年以降、過去最少となりました。罪種別では窃盗犯が124人と最も多く、全体の63.9%を占めており、次いで粗暴犯が41人、全体の21.1%を占めています。学職別では、有職少年が51人で最も多く、次いで小学生が50人、高校生が49人の順となっています。

県内の刑法犯少年は着実に減少していますが、平成30（2018）年における少年の刑法犯検挙者（触法少年を除く）127人のうち、再非行少年は52人、40.9%（表7参照）となっており、全国の35.5%（表8参照）に比べやや高い状況であり、引き続き、再非行防止対策を推進していくことが重要です。

近年の少年非行には、コミュニケーション能力の不足、家庭や地域社会の教育機能の低下など様々な背景があり、その解決には、関係機関、ボランティア団体等と連携し、社会全体で取り組むことが必要になっています。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、復学等が見込まれる少年院在院者や中学校在学中の保護観察対象者については、学校等と十分な連絡を取り合いながら、必要かつ適切な生活環境調整及び保護観察が行われています。また、本人が転入学を希望している場合には、被害者や共犯者等が通学している可能性等を留意し、佐世保学園を始めとする少年院、保護司及び引受人等と緊密に情報を共有しながら、生活環境の調整が行われています。

佐世保学園（少年院）では、学校関係者等の団体による施設参観を積極的に受け入れて、少年院の業務のみならず、少年保護手続きの仕組、特定の非行（薬物、窃盗、性問題など）の防止、児童・生徒の行動理解及び指導方法などの説明が行われています。また、小中学校に赴き、小中学生に対して法教育が実施されています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、地域の学校、警察の[少年サポートセンター](#)、[児童相談所](#)、保護者等からの依頼により、児童・生徒の非行、不良交友関係、家庭や学校での問題行動、知的能力の制約や発達障害傾向等に起因する学校不適応などに関して相談に応じており、問題行動を分析した上で指導方法の提案やカウンセリングが実施されています。また、学校職員や保護者を対象とした非行や子育ての問題、思春期の子どもの行動理解と指導方法などに関する講演・研修、児童・生徒を対象とした法や司法制度等への理解を促す法教育授業の実施等の活動も行われています。

(3) 県の取組の方向

〈学校等における非行防止等のための相談・支援〉(再掲)

学校における非行防止、薬物乱用防止の教育、いじめや不登校等の相談・支援体制の充実を図ります。また、地域社会における子どもの居場所づくり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる子ども、保護者、学校関係者等に対する相談支援の充実を図ります。

【児童生徒支援課】

〈薬物乱用防止に向けた取組〉

乱用される薬物や薬物依存症に関する正しい知識を普及するため、学校等と連携し、児童・生徒に対し、薬物乱用防止教室を実施します。

【薬務行政室】

〈非行少年に対する取組〉

警察から通告があった非行少年に対して、市町や学校、長崎少年鑑別所(法務少年支援センターながさき)等と連携し、非行に至った背景や家族環境等を調査したうえで、児童相談所への通所による再非行防止プログラムの実施、[児童自立支援施設](#)への入所措置による指導や自立支援等を行います。また、法務省関係機関(長崎少年鑑別所や長崎保護観察所等)や県警少年サポートセンターと連携し、再非行防止を図ります。

【こども家庭課】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉(再掲)

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。

【少年課】

〈少年の規範意識向上のための活動〉

教育委員会や学校等と連携しながら、小学校、中学校、高等学校等において児童生徒に対する「非行防止教室」や、「薬物乱用防止教室」を開催します。

【少年課】

〈学校と警察との情報共有〉

「長崎県における学校・警察の相互連絡制度」や「スクールサポーター制度」を通じて、学校と警察が緊密な連携の下で児童生徒の非行等に関する情報を共有し、迅速に効果的な対応をすることにより児童生徒の非行防止等を図ります。

【少年課】

〈子どものメディア環境の改善〉

長崎県メディア安全指導員を学校等に派遣し、メディアが子どもの心身の成長・発達や学力に及ぼす影響等を見童・生徒及び保護者等へ講演することにより、子どもの生活の乱れ、ゲーム・スマートフォン依存、ネット被害等を防止します。【こども未来課】

コラム 7

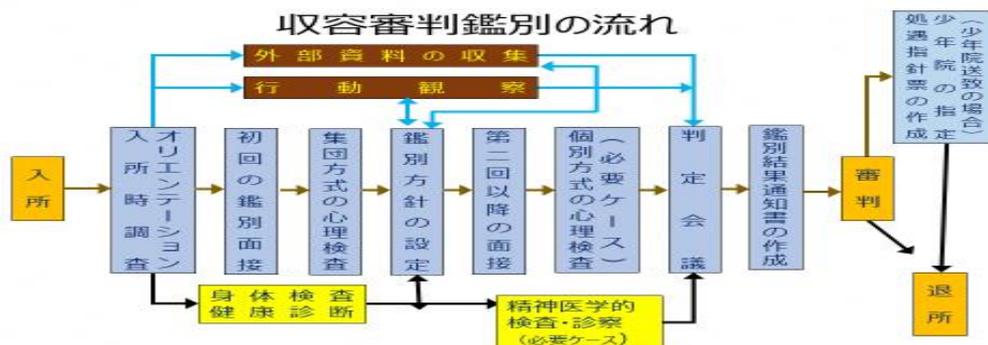
少年鑑別所とは

(長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、①家庭裁判所の求めに応じ、鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて収容されている少年に対して、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする法務省所管の施設で、各都道府県庁所在地など、全国で 52 か所に設置されています。

少年鑑別所には、法務技官と法務教官という職員が勤務しており、いずれも非行・犯罪臨床の専門家です。法務技官は心理学を専門としており、少年に対して面接や各種心理検査を行い、知能や性格等の資質上の特徴、非行に至った原因、今後の処遇上の指針を明らかにします。法務教官は、少年の心情の安定を図りつつ面接や行動観察を実施し、法務技官と協力して少年の問題性や改善の可能性を科学的に探ります。

家庭裁判所の求めにより、観護の措置が執られて収容した少年に対して行われる鑑別（収容審判鑑別）の流れは下図のとおりです。鑑別とは、一人一人の少年について、「どうして非行を犯すようになったのか」、「今後どうすれば 立ち直ることができるのか」を専門的知識や技術に基づき、科学的に解明することです。鑑別の結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院・保護観察所での指導・援助に活用されます。



少年の収容期間はおおむね4週間です。ただし、特に必要のある場合は、最長8週間まで延長されることがあります。落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、少年たちは、少年鑑別所で規則正しい生活を送ります。

コラム 8

少年サポートセンターの取組

(長崎県警察本部)

少年サポートセンターは、不良行為少年等の早期発見と補導、問題を有する少年及び被害少年等に対する継続指導及び支援等を目的に、平成 11 (1999) 年 3 月、警察本部少年課の内部組織として設置されました。

同センターは、少年の心理その他の特性に関する専門的知識を有する警察の専門職員である少年補導職員で構成され、警察本部のほか、県南少年サポートセンター（長崎市上町）及び県北少年サポートセンター（佐世保市天満町）を拠点に活動しています。

主な活動として、少年の非行防止のための広報啓発活動のほか、不良行為や犯罪被害等、様々な問題を抱えた少年に対する支援活動に、少年警察ボランティアや関係機関・団体と連携しながら取り組んでおり、その中で、非行のあった少年に対しても、個々の少年の必要に応じて修学・就労支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じてその立ち直りを支援し、再非行の防止に努めています。

コラム 9

少年の健全な育成のための支援

(長崎少年鑑別所)

少年鑑別所は、少年院とは異なり少年を教育する施設ではありませんが、心身の成長発達の途上にある少年に対し心情の安定を図るとともに、その自主性を尊重しつつ、健全な社会生活を営むために必要な基本的な生活習慣等に関する助言・指導を行っています。また、少年の情操を豊かにし、健全な社会生活を営むための知識及び能力を向上させることができるよう、学習を支援したり、読書、講話、季節の行事への参加等の機会を設けています。長崎少年鑑別所では、外部講師の方々のご協力をいただきながら、以下のような支援を実施しています。

- ①学習の機会の提供（学習指導、学習用教材・学習用図書の貸与等）
- ②文化活動の機会の提供（平和学習指導、メディア安全指導等）
- ③情操のかん養に資する活動の機会の提供（レクリエーション指導（折り紙・昔遊び等）、育児に関する視聴覚教材の視聴等）
- ④進路選択に資する活動の機会の提供（就労・ビジネスマナー指導、進路選択に関する視聴覚教材の視聴、修学・職業選択関連の図書の貸出等）



メディア安全指導では、インターネットや SNS の危険性などについて理解し、安全にスマートフォンなどのメディアを使用できるように基本的な知識や常識について学びます。

就労・ビジネスマナー指導では、仕事をする上で必要な基本的な心構えや礼儀作法、マナーについて、外部講師に実技を交えながら、ご指導いただいています。義務教育を履修中の少年に対しては、その希望に応じて、教科の学習に関する助言や指導を行う体制を整えています。このように長崎少年鑑別所では、個々の少年たちのニーズに即した様々な支援内容を用意し、きめ細やかな処遇を行っています。

第5 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導のための取組等

1 特性に応じた効果的な指導の実施等

(1) 現状と課題

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪等の内容はもとより、対象者一人一人の経歴や性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、経済状況など、様々な特性を把握した上で、その者にとって適切な指導を選択し、継続的に働きかけることが重要です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、性犯罪者に対する性犯罪者処遇プログラム、殺人・強盗・DV（[Domestic Violence](#)）等の暴力犯罪者や児童虐待事犯に対する暴力防止プログラム、再犯率が高い薬物事犯に対する薬物再乱用防止プログラム（簡易薬物検出検査を含む）、飲酒運転防止プログラム等が行われています。このほか、少年・若年者に対しては、社会貢献活動に積極的に参加してもらい、有用体験を積ませるなどの対象者の特性に応じた処遇の充実が図られています。また、対象者の「問題性」だけでなく「強み」（家庭において非行化していない兄と仲が良い、事件への反省が深い、これまでの成功体験等）にも着目した処遇や支援がなされるよう、令和3（2021）年1月から[ケース・フォーミュレーション（CFP）](#)を段階的に導入するなど、それぞれの特性に応じた処遇の充実が図られています。

長崎刑務所では、国の再犯防止推進計画を積極的に推進するため、平成31（2019）年4月1日、社会復帰支援部門が設置され、高齢者、障害者、認知症等の福祉的支援を必要とする受刑者を対象とし、対象者それぞれを効率的、効果的に支援する取組が行われています。また、暴力団に所属する受刑者に対し、暴力団の反社会性を認識させるとともに、暴力団員となった自己の問題性を理解させ、所属していた暴力団から絶縁する意志を固めさせることを目的として「暴力団離脱指導」が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、在院者の資質や特性等に応じた個人別矯正教育計画を策定し、その教育計画に基づき、在院者に生活指導、職業指導、教科指導、体育指導及び特別活動指導が実施されています。また、対象者の問題性に応じた教育を展開しており、「被害者の視点を取り入れた教育」、「薬物非行防止指導」、「性非行防止指導」、「暴力防止指導」、「家族関係指導」、「交友関係指導」の特定生活指導、さらに、窃盗、交通及び特殊詐欺に関する各種指導が行われているほか、問題行動の類型にかかわらず、衝動性の低減や統制力の向上等を目指しているマインドフルネス（P52 参照）が毎日行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、関係機関

や個人から依頼があった犯罪や非行を起こした対象者に対して、その同意の下、心理検査等を実施し、犯罪や非行、その他の問題行動や社会不適応につながる特性を明らかにし、その改善に焦点を当てた効果的な支援が行われています。また、犯罪・非行の態様別に、「窃盗」、「暴力」、「薬物」、「性的問題行動」、「交友関係」等をテーマとする認知行動療法に基づいた再犯防止のためのワークブックを実施する取組も行われています。

(3) 県の取組の方向

〈県内矯正施設等との連携〉

対象者の特性や対処ニーズを的確に把握するため、長崎県地域生活定着支援センターと長崎保護観察所が矯正施設等と連携して、月1回程度のケース会議を実施します。 【福祉保健課】

〈薬物依存に対する取組〉

薬務行政室及び保健所に薬物相談窓口を設置し、薬物に関する相談支援を行います。また、長崎こども・女性・障害者支援センターに薬物依存に関する相談窓口を設置し、医療機関・相談支援機関等の紹介を行います。 【薬務行政室】

〈少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動〉(再掲)

問題を抱える少年や非行を繰り返す少年等に対し、少年警察ボランティアや少年鑑別所等の関係機関・団体と連携して、個々の少年に応じた修学・就労支援や学習支援、社会奉仕体験活動、農業体験活動、スポーツ活動等を通じた立ち直り支援活動を行います。 【少年課】

〈子どもを対象とする暴力的性犯罪者の再犯防止〉

「子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止に向けた措置の実施について(通達)」に基づき、子供対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容されている者の出所情報を法務省から提供された警察庁の通知を受け、これらの者が、出所後に再び子供対象・暴力的性犯罪を繰り返すことを防止するため、出所者であることが周囲の者に知られないよう十分配慮しながら所在確認を実施するとともに、対象者の同意を得た上で面談し、再犯防止に向けた措置を実施します。 【人身安全対策課】

〈ストーカー加害者に対する措置〉

ストーカー加害者は、被害者への執着心が強いことから、被害者への更なるつきまとい等を防止するための措置として、ストーカー規制法に基づく警告、禁止命令等のほか、犯罪未然防止のための口頭による指導・警告を行います。

仮釈放者又は保護観察付執行猶予者である加害者の特異動向を把握し

た場合は、保護観察所と情報共有を図り、保護観察所が仮釈放の取消しの申出又は刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出を検討する場合は、必要な協力を行うなど、ストーカー加害者に対する適切な措置を実施します。

また、ストーカー加害者に対し、医療機関等によるカウンセリング等の受診への働きかけを行うなど、精神医学的・心理学的アプローチを推進します。
【人身安全対策課】

〈暴力団離脱希望者に対する各種支援活動の推進〉

長崎刑務所と連携を図り、同刑務所に服役中の暴力団組員のうち希望者に対して、社会復帰アドバイザーによる離脱支援講話を実施し、離脱後の就労支援等について説明するなど離脱に向けた働きかけを行います。

【組織犯罪対策課】

〈受入れ企業拡大の推進〉

暴力追放運動推進センター及び協力雇用主を登録する長崎保護観察所等と連携の上、暴力団離脱者の受入れ企業の拡大や広域連携への加入促進を図っています。

【組織犯罪対策課】

【参考（長崎県警提供データ 令和元（2019）年12月末現在）】

全国の暴力団構成員等の総数	約 28,200 人
県内の暴力団構成員等の総数	約 190 人
指定暴力団（全国）	24 団体
長崎県	11 組織

コラム 10

長崎刑務所「社会復帰支援部門」

（長崎刑務所）

社会復帰支援部門は、国の再犯防止推進計画における重点課題に対応するべく、とりわけ高齢者、障害者、認知症等の福祉的支援を要する受刑者を集め、効率的・効果的かつ強力な福祉的支援を行うことを目的に平成31（2019）年4月に新たに設立された部署です。

この部門では、福岡矯正管内の刑事施設に収容中の犯罪傾向が進んでいる受刑者で、残刑期が1年以上10年未満、かつ、刑期終了日の年齢がおおむね65歳以上の受刑者のうち、①身体、知的又は精神障害により処遇上の配慮を要する者、②認知症又はその疑いがある者、③認知機能障害の重症度が「軽度」から「中等度」に該当する者、④その他、特段の理由により移送の必要があると認められる者のいずれかに該当する者を対象として、令和2（2020）年2月3日から試行的に他施設からの移送が開始されました。

対象となる受刑者には、定期的に身体能力や認知機能の調査をしながら、一般改善指導として、作業前の脳賦活プログラムをはじめ、ウォーキングプログラム、創作活動（陶芸、ちぎり絵）プログラムなど、それぞれの受刑者に必要なプログラムを行っています。

法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）の取組 （長崎少年鑑別所）

少年鑑別所は、「法務少年支援センター」として、一般の方々や地域の関係機関・団体からの相談に応じています。長崎少年鑑別所も、「法務少年支援センターながさき（浦上青少年相談室）」として、地域の関係機関と連携しながら、地域社会における非行及び犯罪の防止に向けた様々な取組を行っています。

少年鑑別所には、非行のある少年の鑑別で培ってきた心理アセスメントや、観護処遇で培ってきた生活指導等に関する専門的な知識・ノウハウの蓄積があり、種々の問題に迅速・的確に対応できる体制を整えています。少年だけでなく成人の方の相談も受け付けており、以下のような支援が可能です。

問題行動の分析や指導方法の提案

非行、親子関係、交友関係、職場や学校でのトラブルなどの問題に対し、お子さんや保護者、学校の先生、関係機関からのご相談に応じています。

能力・性格の調査

心理検査（知能検査、性格検査、適性検査等）を行います。また、依頼があれば、お子さんや保護者に結果を分かりやすく説明します。

事例検討会等への参加

関係機関・団体からの依頼に応じて、事例検討会などに出席し、助言等を行います。

法教育授業等の実施

児童・生徒等を対象に少年事件に関する司法手続や処分の種類・内容などについて説明する授業や、違法な薬物乱用の有害性について啓発する授業等を行うほか、教職員の方々への研修も実施します。

研修・講演への職員の派遣

関係機関・団体が主催する研修会、講演会などで、非行や子育ての問題、思春期の子どもの行動理解や指導方法などについて、分かりやすく説明します。



（地域援助シンボルマーク）

少年院における社会貢献活動

(佐世保学園)

佐世保学園では、特別活動指導の社会貢献活動として、特別養護老人ホーム「チューリップ」と福祉型障害児入所施設「えぼし学園」で清掃活動等を行う取組をしています。特別養護老人ホーム「チューリップ」では、午前中は施設の清掃、洗車作業を中心に行い、午後からは入所されている方々と将棋をするなどの交流をします。終了後、在院者に感想を尋ねると、「作業中に入所者の方から感謝を伝えられて、さらに頑張ることができました。」「みんなで協力し、隅々まで綺麗にできました。」など、達成感を感じた発言が多くあります。

また、福祉型障害児入所施設「えぼし学園」では、午前中は施設周辺の草刈りを中心に行い、午後からは同様に卓球などの交流をします。感想には、「少年院での作業よりも気を遣うところが多くて大変でしたが、丁寧に作業できました。」「このような施設で働きたいと考えていますが、えぼし学園の職員さんの様子を見ることができて、さらに目指したいと思いました。」など、成長を感じた発言が多いです。

この社会貢献活動は、作業内容の指示はしますが、基本的には自分で考えて、自由に行き交う入所者に配慮しつつ、在院者同士で協力して丁寧に作業に取り組むこととしています。自主、自律及び協働の精神の構築に役立つものと言えます。また、入所者と交流の場を持ちますので、様々な反応に対応することが情操教育の一環となっています。

このように、当園以外の施設でのボランティアを通じて、普段体験することのない体験をさせることは当園の教育活動に不可欠なものであると考えています。



〈チューリップでの洗車作業〉



〈えぼし学園での交流場面〉

マインドフルネス
とは？

マインドフルネスという言葉聞いたことがあるでしょうか。マインドフルネスとは自分自身の気づきを高めるメンタルトレーニングで、瞑想や呼吸法を行うことにより様々な効果があり、誰にでもできます。

佐世保学園では、呼吸瞑想法とボディスキャン瞑想の2つの内容を実施しています。呼吸瞑想法はその名の通り呼吸に集中することで鼻を通る空気の流れやお腹のふくらみを感じながら、雑念に気づいたらそのままにし、意識を呼吸に戻すことを繰り返す方法です。「ボディスキャン瞑想」は録音された教材に従い、身体の各箇所に注意を向け感覚を味わいます。

マインドフルネスでは、「今ここ」に意識を集中する訓練をすることで性非行をした者や薬物依存症の者、ストレスを抱えてイライラを上手く解消できない者などが、先を見通した冷静な判断ができるようになったり、集中力の向上や思いやりの心を持つことができるようになったりします。在院者の反応は様々です。「マインドフルネスをやって頭がスッキリした。」「～に集中することができた。」という反応もあれば、「ただジッとしているだけです。」という反応もあります。マインドフルネスは「心の筋トレ」とも呼ばれており、継続することが大切とされています。在院者への指導や助言を重ねて、マインドフルネスという時間を意味があるものにし、教育効果を高めています。



〈マインドフルネスの様子（職員）〉

2 犯罪被害者等の心情等を理解するための取組

(1) 現状と課題

犯罪をした者等が社会復帰する上で、自らのした犯罪等の責任を自覚し、犯罪被害者等が置かれた状況やその心情を理解することが不可欠です。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、以下の犯罪被害者支援に取り組んでおり、犯罪被害者等の心情等伝達制度の一層効果的な運用に努めるとともに心情伝達制度を犯罪被害者等が利用したときは、所内でケースカンファレンスが実施されています。また、しよく罪指導プログラムを通じて犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等が行われています。

◎更生保護における4つの犯罪被害者支援

意見等聴取制	地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放・仮退院の審理において、被害者等から意見等を聴取することができる制度。
心情等伝達制	被害者等から心情や意見を聴取し、加害者へ伝達することができる制度。加害者が保護観察を受けている期間中に限って利用可能。
被害者等通知制	加害者の保護観察状況（保護観察の開始・終了、特別遵守事項の内容、毎月の面接回数等）を定期的に被害者等へ通知する制度。
相談・支援	被害者等からの相談に応じ、被害者支援に関する制度の説明や、関係機関・支援団体の紹介等を行う制度。

長崎刑務所では、被害者の命を奪い、又はその身体に重大な被害をもたらす罪を犯した受刑者を対象として、「被害者の視点を取り入れた教育」が実施されています。公益社団法人長崎犯罪被害者支援センターに協力いただき、罪の大きさや被害者及びその遺族等の心情等を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意と被害者等に対する謝罪等に誠意をもって対応していく具体的な方法を考えさせることを目的としています。

佐世保学園（少年院）では、自己の犯罪・非行が与えた被害を直視し、その重大性や被害者の置かれている状況を認識するとともに、被害者及びその家族に対する謝罪の意思を高め、誠意を持って対応していくための方策について考えることを目的として、「被害者の視点を取り入れた

教育」が実施されています。被害者等の心情を正面から受け止めるための指導として、ゲストスピーカー（犯罪被害者等）による講話も行われています。

長崎少年鑑別所では、犯罪被害者の手記等を図書として多数整備し、観護措置により収容された在所者に貸出が行われています。少年鑑別所は少年院のように教育を行う施設ではなく、心身の鑑別を行うことを主目的としていますが、図書の貸出のほか、面接や日記・作文等の課題を通して、在所者が自己の非行を振り返り、被害者の心情等を推し量ることができるよう、きめ細やかな働き掛けが行われています。また、地域援助業務においては、非行等の問題行動を起こして来所した対象者に対して、再犯防止のためのワークブック等により、被害者の心情理解を促すように取組がされています。

(3) 県の取組の方向

〈犯罪被害者等の支援〉

犯罪被害者等に対する問題を社会全体で考え、共に支え合い誰もが安全に安心して暮らすことができる社会の実現を目指して、県、市町や県警、民間支援団体などの関係機関と連携し、会議・研修会の開催、支援に関する広報啓発活動を行っています。また、性犯罪・性暴力被害者からの相談対応や、カウンセリング等の心理的支援、病院受診を助成する医療支援、弁護士相談等の法的支援を可能な限り一か所で行うワンストップ支援センター「サポートながさき」を設置しており、今後も関係機関と連携して犯罪被害者等支援の更なる充実に取り組みます。

【交通・地域安全課】

〈県民の理解の増進〉

犯罪被害者等は、犯罪行為による直接的な被害に加え、周囲の偏見や無理解による心ない言動、報道機関による過剰な取材等によって、精神的な苦痛を受けたり、私生活の平穏を侵害されたりする二次被害も受けます。このような犯罪被害者等の置かれている状況をはじめ犯罪被害者等の心情について、県民の理解を深めることは、犯罪の未然防止にもつながることから、市町及び関係機関・団体と連携した啓発活動を展開していきます。

【交通・地域安全課】

〈犯罪をした者等の家族等に対する支援〉

犯罪をした者等に対して再び罪を犯さないよう効果的な指導・支援を行うためには、本人だけでなく家族等に対する支援も重要です。そのため、長崎県地域生活定着支援センターにおいて、関係機関と連携して状況に応じた家族等への支援を行います。

【福祉保健課】

第6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

1 民間協力者の活動促進

(1) 現状と課題

再犯防止への取組は、地域において犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行っている更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員等の更生保護ボランティアや矯正を支える篤志面接委員や教誨師、少年の非行防止及び少年の保護を図るための活動を行う少年警察ボランティアなど、多くの民間ボランティアの活動により支えられています。

また、更生保護法人をはじめとする様々な民間団体により、犯罪をした者等が社会復帰するための支援活動も行われています。

本県の保護司については、令和2（2020）年1月1日現在で定数890人に対し現員数797人と充足率は89.6%（表31参照）となっています。また、同年4月1日現在の長崎県更生保護女性会の会員数は3,072人、長崎県BBS会員は75人、県内の更生保護施設は3施設、自立準備ホームは5事業所・9施設となっています。保護司の充足率が年々減少し、高齢化が進んでいることや、民間ボランティア及び民間団体の取組が地域社会において十分に認知されていないことなどの課題があります。

(2) 国の取組

長崎保護観察所では、県内市町の協力を得て保護司と保護観察対象者との面接場所や保護司組織の活動拠点を確保するとともに、更生保護ボランティアと地域の関係機関等との連携を促進するため、地域における更生保護ボランティアの活動の拠点となる更生保護サポートセンターが県内全保護区（11か所）に設置されています。

長崎刑務所では、高齢又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識等を付与するとともに、出所後、必要に応じて福祉的支援を受けながら、健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせることを目的として、長崎保護観察所、諫早市、長崎県県央保健所、諫早年金事務所、更生保護施設「雲仙・虹」、長崎県地域生活定着支援センター等の協力を得て、「社会復帰支援指導」が実施されています。また、篤志面接委員の協力による教科指導、各種クラブ活動、面接相談や、教誨師による宗教行事及び教誨が実施されています。

佐世保学園（少年院）では、篤志面接委員や教誨師のほか、プロサッカー選手、医師等の民間協力者を招へいし、在院者に対する指導が実施されています。また、功績のあった民間協力者に対し、感謝状を贈呈

するなど、活動の促進が図られています。

長崎少年鑑別所では、在所者の健全育成を図るため、民間協力者等と連携し、希望者に対して学校教科に関する学習指導、メディアリテラシーに関する教育、ビジネスマナー指導、平和学習等が実施されています。

(3) 県の取組の方向

〈民間協力者の確保に対する支援〉

保護司の人材確保を支援するため、長崎保護観察所と連携し、退職者関係団体等を通じて保護司に関する周知などを行います。

また、民間ボランティアや民間団体における再犯の防止等に関する取組を広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動を実施します。 【福祉保健課】

〈民間協力者の活動に対する支援〉

長崎県更生保護協会が実施する更生保護事業に要する経費を助成し、更生保護事業の推進を図ります。 【福祉保健課】

〈少年警察ボランティア活動の支援〉

少年補導員や、大学生等で構成する学生サポーターなどの少年警察ボランティアに対して協働での街頭活動、情報提供等の支援を行います。 【少年課】

保護司が足りない！

〈保護司のやり甲斐：保護司候補者確保に御協力を！〉

(長崎保護観察所)

立ち直りは一人ではできない、だれ一人取り残さない“やさしい社会”の実現を目指すために重要な役割をになっているのが「保護司」です。「保護司」は法務大臣からの委嘱を受けた民間人ボランティアであり、地域住民として犯罪をした者等の相談に乗り、率先的に活動していただいています。

「犯罪をした者等」と言われると、怖いイメージを抱きがちですが、近年は以前と変わって、高齢者や障害者、生活困窮者といった社会的弱者が増えています。また、非行少年についても、昔のような血気盛んに非行を重ねる少年は減ってきており、生育環境に課題があったり、少年本人が障害を抱えて非行に陥っている可能性を有していたりします。

このように、犯罪をした者等が社会的弱者になってくると、一人の保護司で対応するのではなく、複数の保護司（ベテランと新人、男女ペア）で相談に乗っていただくことが、犯罪をした者等の立ち直り支援や再犯防止上も、保護司一人一人の負担を無理の少ない適切な範囲で保つ上でも、有効になっていると言われています。

しかし、毎年保護司が不足してきており、長崎県全体で定数が890名に対し、令和2年末日現在で791名という状況です。保護司確保は喫緊の課題であり、長崎県においては、本再犯防止推進計画の期間が終わる令和7年（2025）度までに最低でも215名が保護司を定年となる上、体調不良などを想定して推計すると280名前後の保護司退任が見込まれます。そのため、長崎県緊急対策本部を設置して、「県内の保護司充足率を90%以上に、長崎県の保護司現員数を801名に戻すこと」を目標に、保護司候補者確保に取り組んでいます。

そのような中でも、保護司の地域社会における重要な役割や「日本の宝」とまで言われている存在価値、保護司活動のやり甲斐に理解を示して、現役世代の頃から保護司になる方も少なくありません。

インタビュー 末吉征志さん

〔 20年前に十八銀行で働く傍ら保護司になられ、令和2（2020）年に藍綬褒章受章。保護司を卒業。末吉征志（まさし）さんに、保護司のやり甲斐などについてインタビュー 〕

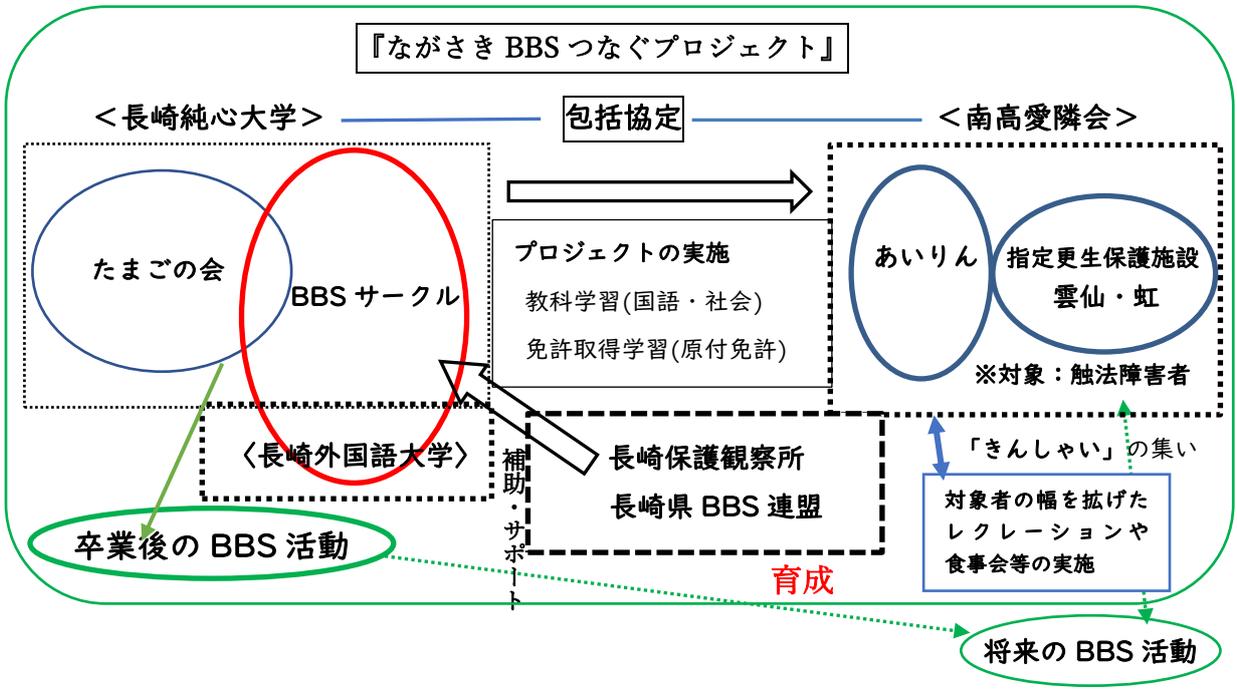
十八銀行（当時）の関係会社に転職し、「全国転勤も落ち着いたので地域に貢献したい」と思っていたとき、保護司を薦められて引き受けることにしました。少年や女性、高齢者と地域で関わってきましたが、その人たちの話を聞くことで心が通じ合うようになり、保護司を退任した今でも「真面目に生活している」とのメールをくれる人も居るので、本当に嬉しくなります。最初は「自分に保護司ができるのか」と思うかも知れませんが、「自身の成長や人生の勉強になるのが保護司だ」と実感しました。

事実、犯罪をした女性から「失敗学」という言葉を聞いて、一緒に勉強してみたところ、社会人生活では知り得なかったことを学び、本当に人生の役に立ちました。現在仕事をしている人であっても、現役世代だからこそ早めに保護司になって、その経験を役に立ててほしいと思います。とくに今は新型コロナウイルス感染拡大の時代であり、「人と人とのふれあい」が難しくなっているときです。だからこそ保護司になって、「人と人のふれあいを通じて学ぶことの大切さ」を実感してほしい、保護司は案外楽しいことも多いので、“ながさきの人として心があたたまる経験”をしてほしいと思います。さあ、あなたも保護司になってみませんか？

学生と福祉との連携支援 〈ながさき BBS つなぐプロジェクト〉

(社会福祉法人 南高愛隣会)

社会福祉法人南高愛隣会が運営する自立訓練・就労継続支援B型事業所「あいりん」と指定更生保護施設「雲仙・虹」では、月一回、長崎純心大学と長崎外国語大学の BBS サークルと連携し、罪を犯した障害のある方を対象に、長崎保護観察所から交通費等のサポートを受けながら、国語・社会の基礎的な「学習支援」に取り組んでいます。この取組は、将来を担う若者たちが「学習支援」を通して罪を犯した障害のある方と実際にふれあうことで、理解促進と更生支援(共生)のネットワークづくりが大きな目的となっています。



2 広報・啓発活動の推進

(1) 現状と課題

昭和 26 (1951) 年から、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築くことを目的とした“社会を明るくする運動”が実施されており、街頭広報活動など、県内各地で様々な活動が展開されています。また、国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止推進法において、7月を「再犯防止啓発月間」とする旨定められています。こうした再犯の防止等に関する取組は、県民にとって必ずしも身近なものではないことから、理解や関心が十分に深まっているとはいえないため、“社会を明るくする運動”や「再犯防止啓発月間」についての周知が必要です。

(2) 国の取組

法務省が主唱する“社会を明るくする運動”では、作文コンテストや弁論大会等を開催し、小中高生の再犯防止への意識の醸成に取り組んでいます。

長崎保護観察所では、更生保護の役割を周知し、出所後の社会復帰に理解を深めてもらうため、協力雇用主や更生保護ボランティアなどを対象とした矯正施設の施設見学会を実施しています。

長崎刑務所では、公的機関に限らず幅広く施設見学の受け入れが実施されているほか、矯正展等のイベントを当所以外にも、佐世保市、大村市、五島市等の各地で実施されるなど、矯正の現状や取組等の広報・啓発活動が積極的に行われています。

佐世保学園（少年院）では、地方公共団体、地元大学及び更生保護団体等への施設参観を通じて、少年保護手続きの仕組みや少年の非行傾向、行動理解及び指導方法等についての広報が行われるとともに、近隣刑事施設で開催される矯正展に参加し、矯正教育に関する広報・啓発活動が実施されています。また、特別活動の社会貢献活動として、佐世保市内の特別養護老人ホームや福祉型障害児入所施設での清掃活動等が行われています。

長崎少年鑑別所（法務少年支援センターながさき）では、活動への地域の方々の理解を深めるため、施設見学の受け入れが積極的に行われています。また、関係機関の連携を強化し、地域における非行及び犯罪の防止のための活動を推進するために、地域援助推進協議会が毎年開催されています。

(3) 県の取組の方向

〈再犯防止に関する啓発活動の推進〉

毎年7月に実施されている“社会を明るくする運動”の強調月間及び「再犯防止啓発月間」の県民への認知度を高めていくため、長崎保護観察所をはじめ関係機関等と連携しながら、様々な広報媒体を活用した広報・啓発に取り組めます。

【福祉保健課】

〈民間協力者に対する表彰〉

更生指導、犯罪や非行のない明るい社会づくりと福祉の増進に功労のあった保護司及び更生保護女性会員に対して、感謝状の贈呈を行います。

【福祉保健課】

〈人権教育・啓発の取組〉

お互いがそれぞれの違いを認め合い、自分自身の人権だけでなく、他人の人権についても深く理解し尊重する、人権尊重社会を実現していくために、あらゆる場・あらゆる機会を通じて人権教育・啓発の取組を推進します。

【人権・同和対策課】

できることをできるときに
〈更生保護女性会とひまわりプロジェクト〉

(長崎県更生保護女性連盟)

更生保護のボランティア団体の一つである「更生保護女性会」は、女性のあたたかな愛や包み込むような優しさをもって犯罪や非行に至った人たちの支援をしている団体です。

主な活動内容は、保護観察対象者と共に行う社会貢献活動などに対する保護観察処遇への協力活動、更生保護施設に出向いて施設利用者と一緒に家庭料理を調理して食べたり、施設主催の行事に参加して話し相手になったりする更生保護活動や、保護司会やBBS会と協力して行っている“社会を明るくする運動”の広報活動などの犯罪非行防止活動のほか、自己研鑽を目的としたミニ集会などがあります。

更生保護女性会は独自の活動はもとより、時代の情勢や社会問題など様々な情報を収集し、柔軟に活動に生かすことができる団体で、「できることをできるときに」を合い言葉に、会員一人一人が楽しみながら日々更生保護諸活動に関わっています。

令和2(2020)年10月現在、県内に12地区の更生保護女性会があり、会員数は約3,000名です。平成27(2015)年には3,800名であった会員も右肩下がりになり、全国的にもこの5年で約10,000人の会員減となっており、会員の高齢化や新会員不足は全国的な課題です。

令和2(2020)年度に新たに始まった「地域を編む女性達のネットワーク『子どもを守る長崎ひまわりプロジェクト』」は、更生保護女性会のほか地域婦人連絡協議会や栄養士会、看護協会など県内23の団体が連携し、子どもや子育て家庭の親に声をかけ見守る活動を展開するものです。

子どもの暴力の低年齢化や地域社会での交流が乏しくなった現代社会では、子どもも親達も頼る術を見失い、孤独を感じています。そういった子どもや親達が悩み苦しんでいるところに寄り添い、明るい声かけや励ましを行うことで、その子どもや親達の支えとなるべく、民間の女性団体が横糸で繋がったのがこのプロジェクトです。

このように異なる分野で活動する団体が子どもだけでなく、その保護者や家庭まで支援することを目的として横の繋がりを持つことは全国でも珍しい取組かもしれません。

長崎県の青少年の健全な育成に貢献し、犯罪や非行に至る人たちを少しでも減らすことができれば、支援の輪が長崎県から日本中に広がっていったら、と大きな期待と希望を持って活動しています。

ぜひ、県民みなさんのご理解と御協力をお願いします。



“ひまわりに囲まれた親子の絵”
長崎の版画家小崎侃先生の
オリジナル作品



活動の状況は、このQRコードからアクセスしてご覧ください。